



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	M・デュヴェルジェ教授とJ・ロベール教授を迎えて　－フランス憲法・政治学の若干の側面－
Author(s)	深瀬, 忠一; FUKASE, Tadakazu
Citation	北大法学論集, 17(3), 29-46
Issue Date	1967-02-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16079
Type	departmental bulletin paper
File Information	17(3)_p29-46.pdf



M・デュヴェルジェ教授とJ・ロベール教授を迎えて

——フランス憲法・政治学の若干の側面——

深瀬忠一

目次

- 一 まえおき
- 二 ロベール教授の講演と懇談会
- 三 デュヴェルジェ教授の講演——一九五八年フランス憲法
- 四 同教授の講演——一九五八年フランス憲法と裁判
- 五 同教授の演習——現代における政党の進化
- 六 あとがき

一

ロベール教授は、一九六六年七月一五日から一八日まで北海道に滞在された。一六日(土)の学部での午前の講演(前掲)の後、

午後二時間余り、北海道大学法学会主催の懇談会を行なった。和やかな雰囲気の中に歓談したが、多岐にわたった話題内容を要約して、参考情報としておきたい(一)。

デュヴェルジェ教授 (Maurice Duverger) 夫妻は、九月一六日から二〇日まで北海道に滞在された。フランスにおける憲法・政治学の第一人者である同教授について、多くを紹介する必要があるまい。ただ一言しておくとするれば、一九一七年アングレームに生れ、一九四〇年ボルドー法学部で博士となり、一九四二年教授資格をとる。非常に若く、しかも皆一番だったとは夫人の言。一九四三年までポワティエ法学部にいたが、同年ボルドー法経学部

料 教授となり一九五四年まで留り、行政法も教えていた由。同年以降
資 今日に至るまでパリ法経学部教授であり(政治社会学講座担当)、
パリの政治学研究所部長でもある。

「ル・モンド」論説委員、「レクスプレス」誌の協力者としても
活躍。左記主要著書および諸外国での翻訳によってわかるように、
四九才にして既に世界的学者であることを記するにとどめてお
ち。

研究および評論書

- Sociologie politique, 1966 (Presses Universitaires de France).
Les partis politiques, 1951, 5^e éd., 1964 (Armand Colin).
英・独・西・伊・韓訳。
Introduction à la politique 1964 (Gallimard), 英・伊・西・
ポルトガル・デンマーク・トルコ・ユーゴスラヴィヤ・日本
訳(近甲)。
De la Dictature, 1961 (René Julliard). 独・伊・トルコ・日本訳。
La VI^e République et le régime présidentiel, 1961 (Arthème
Fayard). 伊・西訳
Demain la République, 1958 (René Julliard). 伊訳。
La participation des femmes à la vie politique, 1955 (U.N.
E. S. C. O.). 英訳。

高等教育用教科書

- Institutions politiques et droit constitutionnel*, 8^e éd., 1965
(Presses Universitaires de France). 西訳。
Méthodes des sciences sociales, 3^e éd., 1964 (Presses Universi-
taires de France). 英・西・伊・ポルトガル・フィンランド
・日本訳(近甲)(深瀬忠一・樋口陽一訳、社会科学の諸方法、
勁草書房)⁽⁹⁾。
Finances publiques, 5^e éd., 1965 (Presses Universitaires de
France).
Droit public, 4^e éd., 1966 (Presses Universitaires de France).
The French political system, 1958 (Chicago University Press).
Constitutions et documents politiques, 3^e éd., 1964 (Presses
Universitaires de France).
La Cinquième République, 3^e éd., 1963 (Presses Universitaires
de France).
Les Institutions françaises, 1962 (Presses Universitaires de
France).

普及用編著書

- Les Constitutions de la France*, 8^e éd., 1964 (Presses Univer-
sitaires de France). La première édition a été saisie et
détruite par la Milice du gouvernement de Vichy.
Les régimes politiques, 7^e éd., 1965 (Presses Universitaires de
France).

独・西・ホルトガル・インドネシア・フィンランド・トルコ
・ギリシヤ・イスラエル・和・日本訳（田口富久治・田口英
治訳、政治体制、クセジユ文庫）。

Les finances publiques, 3e éd., 1964 (Presses Universitaires de
France), トルコ・日本訳（小林幾次郎・黒田俊夫、財政学）。

かつ、同教授を迎える研究準備体制として、M. Duverger, *Introduction à une sociologie des régimes politiques*, in G. Gurvitch, ed., *Traité de Sociologie*, 1963, (Presses Universitaires de France), t. II, p. 3-21 ; du même, *Sociologie des partis politiques*, *ibid.*, p. 22-45. を予め邦訳し、それを参考資料として、主として政治・公法研究者で準備会をもっていた。

行事としては、九月一七日(土)午前中、学部において La Constitution française de 1958 と題し二時間余り講演(三)、午後は、日本法律家協会札幌支部主催で、札幌高等裁判所会議室において、La Constitution française de 1958 et la Justice と題し、約二時間間じわたり講演・質疑応答(四)を行なった。日曜は観光旅行。一九日(月)午後には、L'Évolution Contemporaine des partis politiques と題して(演習(五))、政治公法関係教授・大学院学生が参加、約三時間半に及んだ。

それらの通訳にあたった深瀬のとったメモに基づいて、極めて不完全ながら、講演・演習の内容の大綱を書きとどめて参考資料としたいと思う。

二

(1)ロベール教授の午前中の講演「フランスにおける政治生活」は、その明快でよく準備された力強い内容と調子によって、フランスの法学部における模範的講義の生きたイメージを学生に与えた。前掲テキストでは省略ないし、簡略化されているが、講義において、最後の政治制度の将来の部分において述べられた、一点だけを補足しておこう。

ドゴール將軍が大統領制に反対する次のような理由四点を紹介したうえで、これに反論する。①フランスは連邦国でなく、地方自治による独裁制に対する障壁がない。②人間の選出と議会の選出を混同すべきでない。③元首と政府の首長を同一人が兼ねるのはまずい、二つの職を分けるべきだ。④クーデターによる第二のナポレオン三世を生むおそれあり。

これに対しロベール教授は次のような反対論を述べ、同教授が大統領制論に組することを自から明らかにした。①地方自治が弱いから独裁制を招くというのは非常に悪い議論である。大統領制

は逆にドゴール將軍の権力を限定することになる。だからこそ將軍は反対している。議会の解散権や議会の頭をとびこした人民投票料託権や例外事態の権力を大統領から奪われることを好まないのが真意だろう。②二つの区別は論理的なようだが、アメリカでも両者は実際上区別することはできない。民主党を通じて大統領と議会議員をともに選出し、また共和党とも同じであって、そのことに不都合はない。③現在のフランスではドゴール將軍が国の元首であり政府の首長ではないか。ポンピドウ氏は眞の政府の首長とはいえない。④ルイ・ナポレオンを選出した一八四八年は、普通選挙がはじめて実施されたばかりの幼稚な段階であった。政治・社会・経済条件がその後一世紀以上の進化をみた今日と、時代が違ふことを考へべきである。結局、いずれの論拠も決定的とはいえない。大統領制が理想的な形態ではないかも知れないが、或時期のフランスには適した制度でありうる。既に一九六五年末の大統領選挙でその途に入り、好ましい結果が出ている以上、徹底してよいのではなからうか。

⑤さて、午後の懇談会は、フランスの政治や法について、自由に多くの質問が出された。

問——ヨーロッパ統合といっても、東欧と西欧での、文化的伝

統の相違や政治体制の違いを、どのように包容してゆく考えたらうか。

答——質問は大西洋からウラルまでという発想を前提としている。しかし現在のヨーロッパ機構の問題は、フランス・西独・伊・ベネリクス共同市場の例のように、西欧統合を問題にしている。ドゴール構想は、第三勢力という考方とは矛盾するが、ソヴェトとの結びつきを強くし、東欧と西欧との相違を緩和しようとする。東欧では自由化の、西欧では社会化の傾向があり、相互に接近してきた。両者の溝はイデオロギー上のものが大きい。ルーマニア、チェコスロバキヤ、ポーランドやブルガリヤ等と通商・交流することによって、東欧が天国でないことがわかる。そしてソヴェトの影響から多少とも離れば西欧にとって有利だ。基本的には西欧の立場からのヨーロッパの考え方である。

問——去る大統領選挙にあたって世論がふつと、どうしたというが、具体的にはどのような現象形態をとったか。

答——政党の活動もあったが、政党に登録していない一般市民が関心をもち、議論がわいた。伝統的政党とはちがった政治的クラブが多数できた。大学についても組合や学生がクラブをつくり、全国的な大会をひらいた。例えばジャン・ムーラン(抵抗運動の指導者、拷問で

設計・クラブなどは、会員数は三千人位だが（大学教授、ジャーナリスト、労組指導者、高級官僚等）、雑誌や研究書を出して活躍している。後者の例としてはトックヴィルの研究等あり、その他政治的・経済的实际問題について委員会をつくり掘下げた研究や具体的計画・意見を出しており、相当の影響力を示している（憲法問題、経済計画、外交問題等）。さらに、大統領候補者の立会演説会・ミーティングには、市民が党员でもないのに集まり、各会場は三千人・五千人を数えた。最後にテレビえの興味であるが、フランス人四千万人のうち四百万人がテレビをもっている。友人の家で食事をしたあとでテレビの大統領選挙に関する番組をみて、大いに議論する。こういうことは一〇年来なかったことである。テレビについては、一九五八年以降フランス全体に重要な影響を与えており、とくにゴリストの考え方を市民にPRした。反ドゴール派はテレビに近寄れなかった。しかし大統領選挙戦の三週間は、テレビはあらゆる政党に開放されていた……。

なお、右の様な事情が政党の重要性を消滅させたとは思わない。政党はやはり非常に強力であって、ドゴール、ミッテラン、ルカニエ whichever の候補者も、組織的政党の支持なくしてあれだけの票を集めることはできなかったことはたしかである。

問——右のような現象形態は、既成の政治生活に危機を感じていることを示すのか。今後の動向についての関心はどうか。また、政治制度の問題として、小選挙区制は左派に不利であるからというので、廃止された比例代表制復活論はでないのか。

答——前の問題についてまず、フランスの大衆はドゴールに好意をもっていることは争えず、またその政策を實質上承認している。しかし、フランス人持前の個人主義からいって、ドゴールが子供のように自分を抜かうのを好まない。八年に近い彼の統治に倦き、またとくに青年が疑問を持ち、七五才のドゴールよりもっと若い人が出たらいいと思いついている。ドゴールが次の任期七年のうち半分位でやめることがありうるが、その後がどうなるか全くわからない。

後の問題について、比例代表制は共産党が常に支持してきた。しかし今日の議会の議席の状態では、復帰実現は不可能である。二回投票の小選挙区制が右翼に常に有利とは限らない。この前の大統領選挙において、ミッテランは共産党票をもえて、二回目の投票では左翼の票は比較的多くなった。共産党の主張する比例代表制は、第三・第四共和制の弱体・不安定で統活能力のない政府を復帰させるから、たとい正確であっても、賛成できない。だか

料らといって英国流の一回投票小選挙区制採用は到底無理だろう。

なお西ドイツの選挙制度は、一九五一年のフランスのアバラン
トマン（共同名簿）方式と機能的に近く、比例代表制と小選挙区

制の妥協形態とみうるのではないか。ねらいは、左右の極端政党
を排除し、中道政党を利するためであろう。西独方式で、キリス
ト教民主党が利益をえている。

問——ドゴールは誰を敵と考えているか。国連をどう評価して
いるか。

答——ドゴールの対外政策においては、敵を作っていない。彼
にとつては「規則的レギュラールに変化する味方」があるだけだ。彼の創設
した核打撃軍は、誰でもフランスに侵入してくるような力は阻止
するために打つが、決して攻撃的には用いないと思う。核打撃軍
を何故もたねばならぬと考えているかという点、米ソが取引をし
て、ソ連がヨーロッパを侵略しても、アメリカは核戦争を敢てし
てまでヨーロッパを守らないことが考えられるからだ。

国連関係については、彼が反国連的だというレッテルをはるの
は誤解である。彼が反対したのは、彼が欲しない負担を国連が課
する場合に限る。コンゴにもコミットしなかった。しかし国連は
戦争をするかわりに話し合いで解決する場として非常に有益なも

のと考えている。

問——サルトルの政治的影響力はどうか。

答——彼の影響は、一九四五年—五五年にみられた。青年や学
生は第二次大戦の責任者である大人達・エリートに痛く失望、既
成体系や観念に反抗する姿勢となり、サルトルの政治的ラジカリ
スムに影響される者が多かった。現在では殆んど影響はない。む
しろアルベール・カミュの方が影響力がある……。

（その他司法・行政部の人材募集・教育それらのプレステイジ、
高級官僚の質・役割等につき懇談）。

三

デュヴェルジェ教授の「一九五八年フランス憲法」の講演は、
厳しく法律的問題に限定して述べる、と予め断って始められた。

一九五八年憲法は八年間に大いに變化した。その転機をなした
一九六二年の人民投票による大統領の直接公選制への改正は、非
常に重要だが、それによる憲法制度の現実的な意味変化がより重
要である。①一九五八年憲法の原初的憲法の特徴は何か、②何故
に六二年の改正を必要としたか、③その結果は何か、の順序で説
明しよう。

①一九五八年憲法の原初的形態の(イ)第一の特徴は、一八七五年および一九四六年憲法のフランスの議会主義との関係で「改良された議会主義」を採ったことである。一八七五年以来の議会の万能制は、自由な倒閣、内閣の不安定性という欠陥を生んだ。平均寿命八ヶ月、五ないし七つの政党の連立内閣は、四面から引っぱられて弱体であり、解散権の行使が實際上殆んど不可能となった。外国に有名であり、フランス本国でも不人気なこの議会制に対し、一九五八年憲法は二つの改革を加えた。一つは、国の元首の自由な(一年間に二度はできない限定はあるが)解散権によって、国民議会は倒閣を容易にはできなくなった。今一つは憲法上詳細な技術的規定を設け政府と議会との小戦争を清算した。例えば、議会在が政府の法案を拒否し或いは修正に修正を続けて、倒閣あるいは統治機能を麻痺させることがないように、憲法上の倒閣手続以外で政変が起らぬよう保障するほか、一括投票付託権を政府に与えた(四四条三項)。すなわち、多数の修正に対し、政府案全体を一括して可決するか否かの議決をもとめ、またその法案に首相が政府の信任をかける手続である(四九条三項)。この手続の考方自体は良いが、やや濫用されているらしいがある。

(ロ)第二の特徴は、その議会主義が保守的(いわゆるオルレアニ

ストのそれ)であることである。両院制のうち元老院は間接選挙であるが、その選挙制度は一九五八年において、選挙民の三〇%を占めるにすぎない千五百人以下の小(農村選出)の選挙人が、五三%という絶対多数を占めるようになっていた。その権力は原則として国民議会と平等、実質的にあらゆる法案を阻止しうる大統領が、殆んど同じ選挙基盤をもち、一〇万足らずの保守的名望家を通じて間接的に選ばれることになっており、その大統領が強大な現実的権力をもつ。したがって、国民から直接選ばれる国民議会が、間接選出のより保守的な元老院と大統領によって両側から狭まれているわけで、憲法構造的に保守的であったというべきである。

②一九六二年の憲法改正の理由は何か。(イ)当初ドゴールは、大統領の直接公選制に反対していた。フランスでの伝統的議院制に愛着をもっており、また大統領の公選制はルイ・ナポレオンの悪い思出がある。「首つりのあった家で、綱の話をしてはいけない」という諺どおり、ゴーストはボナパルチズムの思出と結びつけられるのを嫌っていたからである。公選制の主張は一九五六年にヴェデル教授や私自身など左翼知識人のとなえはじめたもので、政党を改めることは現実に至難のことだから憲法を政党にあわ

料　　せ、議会が執行権を倒せぬようにすべきだ（マンデス・フランスのような民衆に人気のある政府が議会により倒されるようなことのないように）と主張、第五共和制になってからもインテリ左派、若い世代、社会党の一部、ジャン・ムーラン・クラブなどが運動を展開したが、ドゴールは受け容れなかった。

(四)それが一九六二年の末になって、何故ドゴールが意見を交え、連憲の疑ある人民投票手続によってまでして、大統領公選の憲法改正にふみ切ったか。その理由は二つ、その第一は、政治制度の問題として、大統領のプレステイジと重みを増すためである。ドゴール自身のためには何らそのような制度的改正の必要はないが、彼の後継者は一〇万の田舎名望家によって選出されただけでは、何らの権威も強大な権力行使の指導力もつまい。議会がそのような大統領を見捨てれば、第三・第四共和制の議会制に復帰するほかはなからう、と考えた。

第二の理由は、当時の特殊な環境とドゴール個人の経験による。同年はアルジェリア戦争終結の時期で、極右テロ・秘密軍隊組織O・A・Sが大統領の暗殺計画を実行、彼は危うく難を免かれたが、世論と同様ドゴール自身も深刻なショックを受けた。彼の死が軍事クーデター、或は救いぬ無秩序を起すかもしれぬ。このこと

がドゴールをして、何年か待とうと考えていた「制度の堅固さ」を確立する計画を、直ちに実行する決意を固めさせたようだ。この改憲手続は不正規であったが、実質的に大統領公選制が民衆に人気があったため、ドゴールの改憲は約六〇%の賛成をえて成功した。³⁾

③一九六二年の改革の結果はどうだったか。(イ)その現実的効果がどれ程大きいものであるかについては、改正直後すぐには理解されなかった。その改正は大統領選出の単なる手続方式の問題であるにすぎないようにみえる。しかし他の諸規定を含め、全政治制度に深刻な現実的変遷をもたらすことになったのは何故であるか。それは大統領が国家権力の基本的源泉である「人民主権を体现」することになったことによる。ために憲法全体の解釈の仕方が変わった。ヨーロッパに一般的にみられる議院制において、元首は名目化し首相が実権を握っている。一九五八年フランス憲法の当初構想された議院制が、大統領の直接公選制により一変したのである。首相よりはもろんのこと、他の直接選挙の機関・国民議会よりも国民に近いとすらいえる大統領が、現実的権力を行使する。憲法の規定はそのような光りの下で解釈されることになったほか、大統領は道徳的・政治的にはるかに強い力をもつように

なった。ために、憲法の一切のオリエンテーションが変った。もっとも他方首相が残っており、政府は国民議会の前に政治責任を負っているから、いわばアメリカ型とイギリス型の中間のオリジナルな形態「半大統領制」になったといつてよい。

(D)では首相はどういう役割を果しているか。大統領は、共同市場やヴェトナムやO.T.A.Nや米軍駐留等重大政策について決定するほか、大臣会議を主宰し個人的にあらゆる分野に介入する。しかし首相はなお、憲法二〇条にあるように、政府の首長としての機能、議会との調整に相当の役割を果している。もっとも首相を含め大臣は大統領に同意すべきであつて、それができなければ政府から去るほかはない。

(E)結局大統領と首相との関係は微妙・複雑であるが、「二元統治制」ないし「二頭制」であるといわざるをえない。それは、大統領と議会の対立・衝突を背景に孕む。今日国民議会の多数がゴーストであるから問題は起つていないが、将来は起りうる。一九六七年の国民議会選挙で早速問題となりうる。議会の多数が首相と大統領とに反対となれば解散にならう。議会に再び反対派の多数が選出されれば、大統領は屈伏するほかなく、先行議院制型に復帰してゆくことにならう。

このような対立衝突をなくするため、二つの解決方法が提示されている。一つは、首相も、政府の対議会政治責任もなくしてしまつて、アメリカ型大統領制にすることである。しかしこの主張に賛成する者は今日では少ない。アメリカの制度の欠陥として危機の時代にはよく働らくが、平時に大統領と議会とがうまく協調しえないからである。今一つの方向は、大統領制と議院制を真に結合させようとするもので、議会が大統領に反対であれば不信任を議決、自働的に解散し、選挙民が審判する。逆に大統領が議会に反対であれば、議会を解散し自からも辞職し選挙民の判断にまづ。議員と大統領の任期をともに五年としておけば、互に相手と自分の解散ないし解職権をもっていることになるのだから、丁度核兵器のように抑止しあい、不信任や解散権は屢々は行使されないだらう。これは私が発明した方式である。

もっとも現行制度が柔軟性をもつという理由で、維持論も有力である。大統領が解散した後議院に反対派が再び多数となれば、大統領は辞職し、国民は新大統領を選出する。大統領は議会を再び解散する必要があることにはなるまい、……。

これらがどうなつてゆくか、ドゴール以後の最初の経験次第であらう。

四

「一九五八年憲法と裁判」について、自分はこの分野は不得意だがと断られたうえ、前半簡単な講演あり、後半は予め提出された質問表に答える形式で行なわれた。

(1) まず憲法と裁判について三点を抽出し解説。

(弾劾高等法院 (Haute Cour de Justice) は、憲法第九章に規定され大統領と大臣の返逆罪および重罪ないし軽罪につき弾劾裁判を行なうことになっているが、実際に行なわれたことはないし、通常の事態においては考えられぬところであるから省略する。)

① 憲法審査院 (Conseil Constitutionnel) は、憲法第七章が規定し、法律等の合憲性をコントロールする努力を示す。国務院フキエントは行政行為の合法性をよくコントロールしたが、法律の合憲審査制はフランス憲法史上二つの例外を数えるにすぎない。憲法審査院は元大統領が終身の法定審査員となるほか、アメリカの最高裁判所判事のように九人の審査員を、三つの国家機関（大統領、国民議会・元老院議長が、三人ずつ）が任期九年で選任する。非常に高い地位と俸給とプレステイジをもつ。その権限としては、一方で議員・大統領の選挙訴訟・人民投票の正規性の審理をすること

もに、他方法律等の合憲性を審査する。この後者について、

(i) 人民投票によって成立した法律は、審査院の審査の対象にない。主権者である人民の意志の直接的表明をコントロールできないと解されるからで、一九六二年の改憲手続の違憲性を元老院議長が提訴したが、却下された。

(ii) 組織法律（公権力の組織にかんする）および議院規則は自動的に審査院の審査に服し、合憲だと宣言された場合にのみ適用できる。

(iii) 通常法律は、両院議長・大統領および首相の四人のみが、審査請求権をもつ。このことが審査院の真の意義を示す。アメリカにおいては、他の裁判と同様市民の権利の保護という任務遂行の前提として、法律の合憲性を審査する。ところがフランスの憲法審査院の任務は、議会と執行府との権力の分離を守らせ、議会が憲法上権限のない議決をしないよう保障するところにある。アメリカの最高裁判所が連邦と州の権限争訟を扱うのと似ているが、フランスは単一国であるから同じ問題はないかわりに、立法権と執行権の権限の争い、議院制による議会の権限の濫用による執行権の侵害を阻止しようとしたものである（審査員の評価につき、後述頁の議に対する応答②の④参照）。

② 司法高等会議 (Conseil Supérieur de la Magistrature) は一

九四六年憲法が創設した。フランスの司法部は伝統的に、政治権力に対する関係で必ずしも独立とはいえない。裁判官の昇任権を握っている司法大臣に対し、おとなしすぎる傾向があった。第四共和制憲法はそのような事情を改善するため、憲法上、裁判官の不可動性を規定、司法高等会議を設け大統領、司法大臣、国民議会選任者、裁判官自身等で構成し、裁判官の独立性（不利益処分）について決定権を、昇任について推挙権をもち、正式の裁判官と検察官とを分離、裁判官の独立性はより強くなった。一九五八年憲法では、司法高等会議に、私からみるとあまり感心しない改正を加えた。まず構成について全員を大統領が指名することになり、また破棄院裁判官、控訴院長の任命については提案、その他の裁判官の任命については司法大臣の提案に対し意見を述べうるにとどまることになった⁽⁶⁾（後述質疑への応答⁽⁷⁾）。

③一九六〇年一六二年にかけ、特別裁判所の設置の問題があった。一九五六年来のアルジェリア戦争の終結をめぐって異状な混乱状態がフランスを襲い、この二年間に頂点に達した。軍隊がフランスと結びつき（O・A・S）、組織的テロ行為を展開、各所でプラスチック爆弾の犠牲者が出た。私自身爆弾を仕かけられた名譽をもっている。このような緊急事態に対し、国の秩序と安全を

守るため、個人の人権を制約する例外的法律がつくられ、国家安全法廷が設立された。一九六二年のテロ事件で四年後の今日なお繫属中のものがある……（後述質疑への応答⁽⁷⁾）。

(2) 質疑に対する応答の要点は次の通り。

① ドゴールの司法改革は、本質的にテクニカルなものである。従来存在した治安判事・一審・控訴院・破棄院という構造を、より簡略化し、明確化し、迅速化するための改革で、第四共和制下に既に検討されていたものの実行である。治安判事の廃止は、法律的には、あまりにも小さくあまりにも多すぎる煩瑣な制度を整理したものであり、政治的には、治安判事制のわずらわしさを清算・統一することによって、地方政治の小さな町村のプレスティジを減少させる効果をうんだ。世論はこの改革は「相当良いもの」だったと考えている。

② 緊急事態に対する特別裁判所は、アルジェリア戦争に結びついていた。社会党左派などもやむをえない不可欠なものとしては認していたのは、軍隊自身が裁判する方がよりショックキングだからである。アルジェリア戦争終結後、フランス領アルジェリアをあくまで主張するテロリストが跋扈し、それまでとちがった第二段階の問題を生じた。通常裁判所のほかにこれらテロ鎮圧の特別

裁判所が、私は社会的見地からいって、必要だったと思う。すなわち、通常の裁判官はその職務・教養・志向性・社会的背景からいって、伝統的ブルジョアジーであり保守的である。したがって彼らの裁判は左翼のテロに対しては「能率的すぎる」^{トロー・エフ・カス}だろうが、右翼のテロに対しては逆だろう。大統領暗殺計画でつかまつた犯人は社会的には良いブルジョアジーないし貴族層に属したから、彼らに対してはあまりにも寛容の傾きをもちすぎたろうと考えられる。しかも裁判が遅延して二年・三年とたてば、裁判の鎮圧効果は期待できない。テロリストは六ヶ月以内に政府を倒すと狂信しているのだから。したがって特別法廷は必要だったと思うが、それを設立した法律は決して恒久的法律ではないし、そうであってはならない。

③ドゴールの行なった行政裁判所の改革について、一方では、権限を明確化し、地方の行政裁判所に権限を移した一般の改革があり、他方では、異状な環境に起因した改革がある。後者について注目されるのは、国務院がカナル事件判決^{アテ}において、大統領の第一次暗殺未遂事件のテロリストに対し特別法廷の裁判が、法の一般原則としての刑事被告人の権利保障上の手続原則に違反し、不正規であるとしたことである。この判決は「非常に悪い」^{トロー・エフ・カス}。当時

の現実に対する視野をもたない「狐の小さい眼」でみた判決であった、多くの自由主義的知識人にすら不評判であった。この事件を契機として行なわれた国務院の構造改正⁸⁾は、訴訟部の裁判事件を政府が要請すれば副院長と五人の部長によって構成される理事部の審理に移す手続的改正であって、訴訟部と行政部との循環を促進するものである。それによって国務院の独立性を侵すものではなく、「全体として良い」改正だと思ふ。

④憲法審査院に対する私の批判として次の三点を述べたい。

(i)それが法律の合憲性審査の方向に一步ふみ出したことは「良い何ものか」^{イン・ホー・ホフ}である。しかし立法・行政の権限分配の審査のみで、個人の権利保護の機能をもっていないのは「不充足」^{イン・ホー・ホフ}である。

(ii)審査院の構成方法に問題があろう。審査院の設立当初は審査員にゴリスストが多すぎた。しかし其後元老院議長はアンチ・ゴリスストを指名し、国民議会議長は従来より、より独立的な人物を指名しているが……指名方法に再検討を要するだろう。

(iii)構成方法と関連し、憲法・公法専門家が当初一人もいなかったのはおかしい。発足以来未だ九年たっていないから全審査員が入れかわっているわけではないが、欠員の補充として入ったリシェールやワリーヌは有能な法律家である。ただ従来の実績から

いうと、議会より政府により好意的にすぎると思う。

⑤裁判官の独立について。(i)行政裁判所に関し、國務院訴訟部裁判官には法文上不可動性の保障はないが、長い伝統の結果、争いぬ独立性をもっている。地方の行政裁判所裁判官は独立性はより少ない。ただドゴール改革後、地方の権力からやや独立性が強化されたように思われる。

(ii)通常の民刑事裁判官については、アングロ・サクソン諸国の同僚に比べ独立性はより少ない。司法は第三の権力とは觀念されず、執行権中の(司法大臣にやや依存する)司法部とされるにとまる。しかし独立性をより強めようという試みがみられる。第二次大戦後、司法部内の階層制が三つに簡略化されたこと、現在、司法高等会議が破棄院裁判官や控訴院長の任命についての提案、他の裁判官の任命・昇進については意見にとどまるとはいえ、なお重要な影響を与えうる。さらに最近若い裁判官の中に政府の権力に対し独立を確保しようという「新しい精神状態」があらわれつつあり、裁判官の一種の組合的組織を通じてそのような主張が出てきている。非常に興味深い進化の方向である。

裁判官は一九世紀において政争にかかわりをもち、第三共和制下では、政府の圧力に従って一面的だつた場合も、反政府的に一

面的(君主主義者の)だつた場合もある。第二次大戦後二〇年余り、裁判官が買収されるような事態は「考えられない」ことである。司法部は政治的な圧力から独立だといえよう。むしろアルジェリア戦争終結後二年間には、反政府的な——困った——動きすらみられた程である……。

⑥抵抗権の理論が裁判上とり入れられているかは、極めて微妙・複雑な問題だ。抵抗権は一七八九年人権宣言および一七九三年憲法に規定されている。前者は、一九四六年および一九五八年憲法前文によって確認され、現行実定憲法上承認されている。しかしそれが実定公法上の権利か、私は確言しかねる。しかし例えば、行政行為の合法性の審査にあたり、法の一般原則を適用する場合、抵抗権の理論が直接的ではないが、間接的に這入ってくるのではないか。また重大な違法の行政行為としての「暴力行為」(voies de fait)の理論にも、抵抗権のそれが関係しているのではないかと思う……。

五

「現代における政党の進化」に関する演習は、簡単な発題的な概観の後、質義応答に入る。

(1)現代における政党に関し、産業的に非常に発達した国の政党と、発達途上にある国のそれとに大別して述べる。

(a)前者について二点に着目したい。①先ず、第二次大戦後大衆政党の一定の発達がみられるが、その展開には限界があり、反動の動きもでてきていることである。イタリアの共産党はその組織・規律からいってヨーロッパにおいて最も大きい大衆政党として一〇〇万人の黨員をもつ。フランス共産党は一九四六年一〇〇万人の黨員を擁したが、今日では四〇〇万人に減少している。他の社会主義政党は非常に少ない黨員しかもたず、フランス社会党は九万人(ドイツ社会民主党は六〇万人)であって、幹部政党というべきだろう。日本はよく工業化された社会であり、大衆政党形成の素地はあるが、社会党・自民党ともに幹部政党である。このように、西欧民主制社会における政党はなお名望家のコミティの性格を強く残し、圧力団体の影響に服し、大衆政党の発達にレジストしている。

②次に、産業的に発達した諸国において、政治的斗争の広がりや激しさが倭少化され弱体化してきたことである。五〇年以前には、自由党・保守党・社会党の斗争は激烈を極めた。しかし今日、イギリスの労働党と保守党、ドイツのキリスト教民主党と社会民主

党、アメリカの民主党と共和党との対立や相違は遙かに小さいものとなっている。

その理由と考えられるのは次の二点である。第一には、社会・経済現象の変化である。一世紀前の資本主義は、労働階級を極端な悲惨・苦しい生活条件の中で酷使していたので、それに対処する労働者の方法は革命的斗争以外にはなかった。しかし今日の資本主義は、計画化され、多くの巨大企業は公有化され、国の干渉によって賃金等労働条件が相当保障され、半資本主義・半社会主義的な現象があらわれている。

第二には、国民一般の生活条件が、物質的・文化的・娯乐的に少なくともアクセプタブルになってきた。不平等が減少し、ために現存する社会秩序に対し一切を根本から否定するような主張は力をえにくい。革命精神は深刻に滅殺され、社会党は改良主義化し、イタリー、フランス共産党でさえ革命的ではなくなり、幹部の大きな部分が改良的になってきた。もっとも教条主義的の革命論者がいないわけではないが……。

しかし新自由主義者のいうように、全部満足だというわけにはゆかない。依然として物的不平等は残存し、イデオロギー的・政治的対立・衝突は厳然として存在する。ただ、そのような矛盾や

対立を克服する方法が深刻に変わった。すなわち改良主義的方法に変化したのであって、嘗てのような教条の問題としてでなく、具体的な現実の社会の変遷に「適応^{Adaptation}」してゆく手段の問題に、重点がうつってきたのである。

(b)産業的な後進のないし発達途上にある諸国の政党について、二つに分けて述べたい。①先ず、ラテン・アメリカ諸国について、社会的・経済的特徴として、大都市にはある程度産業が発達しているが、それを囲む広汎な後進的農業地域のあることが注目される。議会制の平面での争いは、一九世紀から二〇世紀にかけて、伝統的な保守および自由党の政治斗争であった。コロンビヤを例にとってみると、嘗ては保守党(土地所有者・教会・軍人等を背景にもつ)と自由党(商人・医者・弁護士・教授)等が反対し合つて争っていたが、今日では両党間の相違が少なくなり真の反対は存在しない。ところが農村を背景に革命的ゲリラ党(ソ連や中国共産党とのつながりは少ない)が発生し影響力をもっている。ヴェネズエラやメキシコにも類似の現象がある。ところで第二次大戦後の経済社会条件の進化に対応して、社会主義的ないし社会的政党がみられるようになった。しかし社会構成にはなおヨーロッパの二世紀前のそのような不公正・不平等が存在し、原始的

生活もなお残存する。これに対し改良主義的方向での改革ないし運動が試みられているが(ヴェネズエラ、チリー、ブラジルなど)、資産家・土地所有者・軍隊などの反動またアメリカの干渉があつて、その試みの成功は覚束ない。以上のようにここ二〇年間に社会経済の進化があつたにもかかわらず、現代政党政治は限定された仕方ではかあらわれず、ゲリラ党の勢力があるがなお弱体であり、原始生活が残っているという状況である。

②アフリカの黒人新興独立諸国においては、一般的に一党制が強力に組織されている。しかしこの種一党組織は強力なようで甚だ脆弱である。最近二・三年の間起つた軍事クーデターの成功は、わずか三千人ないし五千人の軍隊の動きによって決せられている。左からのクーデターは、労働者による反軍隊の志向をもつが、労働者とは公務員の組合であつて、一般民衆より生活水準の高い少数特権層であり、右からのクーデターは農村を背景とする兵士を担い手とするが、その数は少い。このようなクーデターが成功するのは、中央権力ないし党指導部を極めて小さい社会的範疇(某部族)が握り、国民的権力斗争ではなく、部族間の対立抗争という実態をもち、人民大衆から遊離しているからである。経済・社会・政治条件は、中南米程度にも達していない。私的所有・集

料 团的所有を問題とする以前の、余りにも後進的な条件が、近代の

政党の出現を阻いでいるのである……。

資 (2) 質議応答事項中若干のものを列挙すれば。

問——幹部政党から大衆政党になってゆくのが進歩の方向と考
えるか。ヨーロッパや中南米やアフリカで同じ進化の過程を赴る
と思うか。

答——そうは思わない。大衆政党の発達は、大衆を組織する技
術的・財政的必要から起った。現代イギリスにおいては、幹部政
党と大衆政党との中間的形態である「間接的政党」(組合等の団体
加盟により組合員は間接的に党員となる。Duncker, *Sociologie
des partis politiques*, op. cit., p. 25-26—訳者註) があるし、
独・伊・仏等の大衆政党化にも限界があることは前述のとおり。
また、中南米等とヨーロッパでは出発点がちがう。一九世紀の制
限選挙の時代に出発したヨーロッパと、現代の普通選挙に
基づき、社会党・共産党が先進国では活躍しているイメージを既
にもっている中南米ないしアフリカの出発点との違いである。例
えばチュニジヤのブルギバの政党は、共産党の細胞をモデルとし
ているが同じではない。独特の一党制である。また社会階級の背
景にも違いがあり、西欧やソヴェトでは本格的に取組んでいない

が、中国共産党等が取組んでいるブルジョア産業社会にとり残さ
れた農業地域・農民の組織化の問題がある。大衆党への方向へ行
くが、西欧の社会・共産党とは相当違った類型になろう……。

問——現代において政党内の政治的斗争が弱化したということ
は、国民的同意ができてきたということか。

答——そうだ。政争の深刻さの減殺は、国民的同意の増大を示
す。フランスではとくにそうである。一九三四年—四〇年の時期
には、フアンストと共産主義者の分極化、内戦の危機を孕む政争は
深刻を極めた。しかし今日、アルジェリア植民地確保を固執した
極右は、一九六二年の人民投票で、五%の得票をえたにすぎず、
壊滅したといつてよい。右翼は總健であり、社会党として共産党
ですら「相当改良主義的」になっている。共産党とゴースト政
党は外交政策について相当な一致点がある。国民的同意は昔でな
い程大きくなっていると思う。西ドイツにおいても、共産党を非
合法化して以来、キリスト教民主党と社会民主党は「あまりにも
一致しすぎ」ている。私が批判したのは、アメリカの政治・社会
学者がいつているような、国民的同意が大きくなり、政争がなくな
るのが正常状態だという主張である。階級や集団や利益の対立
矛盾は依然として存在し、政争の重要性がなくなったのではない

こと、ただ衝突の解決手段が、暴力革命的手段をとらなくなってきた傾向を私は指摘したのである……。

問——ドゴール將軍個人に政権を委ね難局を打開させたということは、政党に「国民的統合」の能力がなかったからか。

答——政党に国民的統合の力がなかったと考えるのは、「真違い」である。第四共和制下でも、一九五八年でも政党はその機能を果していた。同年のアルジェでの軍事的反乱を誘発したのは、第四共和制が政府の安定性と能率性の確保に失敗し、人民に人気がなかったからだ。人民は第四共和制を救う必要はないと思っていたけれども、軍事政権はなおさら望まなかった。ドゴールは、アルジェリア問題解決のため呼出したにすぎない。したがって一九六二年にアルジェリア問題が解決した時、通常の状態に復帰したわけで、弱体で旧い動脈硬化的な政党が権力を再び獲得しようとした。しかし大統領公選制改憲の人民投票で敗北した。政府の能率が再び悪くなることを人民は好まなかったとみうる。しかしドゴールに対する人民の熱狂がなかったことは、賛成が投票者の六二%にすぎなかったこととわかる……。

問——現代において大衆政党が幹部政党に復帰するという可能性や傾向はないか。

答——普通選挙が実施され市民に政治的自覚のある現代において、そのまま前世紀と同じ形態の幹部政党に帰ってゆくことはありえない。しかし大衆政党の動脈硬化現象、党員減少の傾向と相伴って、新たな一種の幹部政党的な集団、委員会、クラブ等が出てきた。大衆政党でもなく伝統的幹部政党でもないが、一定の民衆的基盤をもっており、知識人・公務員・組合代表・ジャーナリストなど、嘗ての名望家とはちがう人達を集め、政治的具体策を提示し影響力をもっている。大衆政党のミリタントな党員の中に、一九三〇年代のイデオロギーを振まわす者がいるが、若い世代にアピールする力はない。帆船時代のイデオロギーでなく、核時代に適合する新しいイデオロギーが検討され、具体的生活に即し厳しい現実に適合したプログラムを提示しなければ、興味をひくまい。

問——伝統型および現代型無関心についてどう考えるか。

答——選挙人に問題をはっきりした形で提示し、何らかをなしていることを示せば、関心をもつものだ。一九六五年一月の大統領選挙において国民は非常に関心をもった。テレビは民主的に運営され、各候補者・政治的範疇ごとの演説を放送したが、美容院にゆきシャンプーで髪を洗ったり爪のマネキアすることしか興味がなかったマドモワゼルですら関心をもった。そして皆でテレビをみ、候補者の政見について議論があった。この選挙での二回投票

における棄権は一五%にすぎず、病人その他特別の事情ある者を除いて、全選挙民が投票したものと見てよい。この例からわかるように、「問題を提起すれば、人は答える」と思う。また変りばえのする「政治的行動の或るタイプ」を示せば、興味をもたせることができるし、そのような政治教育の努力が必要だと思ふ。

六

以上小稿が初めて試みたのは、或程度の正確さを犠牲にしても、貴重な国際的学問交流の議事録を覚え書き形式で公表し、かつ保存することである。したがってその学問的価値は、示唆的参考資料としてのそれにとどまるとしても、幸と考えたい。あわただしい日程中に、掘り下げた研究内容に達しえなかつたのはやむをえないだろうが、将来同種の機会をより収獲多いものとするための、反省の資とした⁽⁹⁾。

(1) M. Duverger, *Sociologie politique*, 1966. の表題裏面の紹介に基⁽¹⁰⁾へ。

(2) P. Avril, *Le vote bloqué, Rovue du Droit Public*, 1965 no. 3, p. 400 et s. 参照。アヴリルは「第五共和制の議会制の一種の象徴」とまで言っている。

(3) 簡潔な紹介、分析として、G. Vedel, *L'Année dans le*

monde, 1962-1963, p. 39-72. 参照。なお手続論争について *Revue du Droit Public*, 1962. 中〇 P. Lempuë (p. 931-935) の肯定論と *Berlia* (p. 936 et s.) の否定論とが代表的なものである。

(4) J. Raux, *Les remaniements ministériels sous la Ve République*, R. D. P., 1965, no. 2, p. 247 et s. が詳しい。なお *A. Mathiot, La stabilité gouvernementale en France sous la Ve République*, in *II Politico*, 1962, no. 2, p. 313 et s. 参照。

(5) 深瀬忠一、フランスの憲法審査院、ジュリスト、一九六二年二月一五日、二四四号参照。最近の傾向について、A. G. Cohen, *La jurisprudence du Conseil Constitutionnel*, R. D. P., 1963, p. 745 et s. があ⁽¹¹⁾。

(6) 小山昇、フランスにおける裁判官の独立について、北大法学論集、一六卷二一・三合併号、四三—七〇頁参照。

(7) Canal, Robin et Godot 事件、一九六二年一月一九日判決。R. D. P., 1963, p. 121.

(8) 一九六三年七月の國務院の改組。この特別手続を申請するのは、大臣會議の決定による。自由の保護より國家の權威を重視し、圧力手段として政府が濫用しうるものとして、批判がある。Année Politique, 1963, p. 39-40.

(9) デュヴェルジェ教授著「社会科学の諸方法」の翻訳は、畏友樋口助教授の協力をえて、既に第一次訳了、二回の打合せ討議の後、最終稿の完成を急ぎつつある。もっぱら私の緊急の他用のため、今一步の仕事が進まないが、一日もはやく仕上げ、各方面へのお詫びとしたい。

THE HOKKAIDO LAW REVIEW

Vol. XVII No. 3

SUMMARY OF ARTICLES

Contributions de M. le Professeur M. Duverger et M. le Directeur J. Robert aux sciences politique et juridique à Sapporo

Tadakazu FUKASE

Professeur à la Faculté de
Droit de l'Université de
Hokkaido

- 1 Introduction
- 2 Causerie avec M. le Dir. Robert sur "La Vie politique en France"
- 3 Conférence de M. le Prof. Duverger sur "La Constitution française de 1958"
- 4 Conférence de M. le Prof. Duverger sur "La Constitution française de 1958 et la Justice"
- 5 Séminaire de M. le Prof. Duverger sur "L'Evolution contemporaine des partis politiques"
- 6 Conclusion